平成２９年（フ）第８６号
三重県松阪市大黒田町944―１　ラテール105号、住民票上の住所三重県津市末広町４番16号
債務者　坂井　元徳
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３９号
神戸市東灘区深江北町２丁目２番９―207号、従前の住所兵庫県西宮市高須町１丁目１番17―417号
債務者　粟野新太朗
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３２５号
神戸市北区有馬町1298番地の３
債務者　澤田タイロンこと　ＤＥＬ　ＲＯＳＡＲＩＯ　ＥＡＲＬ　ＴＡＩＲＯＮ
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３３３号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番２―1104号
債務者　宮本　勇次
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３４号
兵庫県養父市八鹿町下網場482番地２
債務者　インテリアヤマダこと　山田　昌広
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第３５号
兵庫県養父市八鹿町下網場482番地２
債務者　山田　優子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
福島市三河北町15番15号セレーノ三河台102
債務者　菊地　則子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月17日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第１６号
北海道小樽市桜５丁目19番５号、前住所北海道小樽市勝納町３番２号
債務者　七夕　有美（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第９３号
岐阜市長良615番地２　（野村貸屋　北西棟）、前住所岐阜市鷺山北町１番22号
債務者　野村　和弘
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第２６号
福岡県田川市大字伊田380番地２
債務者　原　宗輝
1　決定年月日時　平成29年５月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２９年（フ）第３９号
青森県弘前市大字南大町２丁目５番地１　市営住宅Ａ―702号
債務者　櫻庭　康子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第５３２号
名古屋市緑区六田１丁目48番地　富士見荘202号
債務者　山中　豊
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３４１７号
東京都江東区潮見１丁目29―23
債務者　緑川　浩司
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４２６号
東京都墨田区八広４丁目41―１―102
債務者　松山　京子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４３６号
東京都杉並区荻窪４丁目21―５―302
債務者　長友美穂子
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４３７号
東京都大田区大森西２丁目18―９　ロータス11　105
債務者　佐藤　和樹
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４４０号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目43―17―102
債務者　池田　絹惠
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部